

入札告示

札幌市告示第 4283 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示する。

令和7年 10 月 17 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係 電話(011)211-2152

メールアドレス:keiyakukanri@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市電子契約サービス提供業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで(詳細は入札説明書による。)
- (4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者で、かつ、事業協同組合等の組合や共同企業体(コンソーシアムを含む。)による者の参加ではないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 本市が定める管理基準(別添「個人情報取扱安全管理基準」参照。)に適合する管理体制を有し、かつ、その証として「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」を提出できる者であること。
- (6) 電子契約クラウドサービスの提供ができる権利を持ち、かつ、入札告示日を起点とした過去5年間に於いて、国又は地方自治体との電子契約サービス提供業務に当該クラウドを活用した1年以上の履行実績を複数有していること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。なお、契約条項及び入札説明書は、下記のURLからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kanzai/keiyaku/ippan/ippan.html>

- (2) 入札書、内訳書及び審査書類の提出期限

封印した入札書及び内訳書(入札額の内訳を記した書面。以下同じ。)並びに上記3の入札参加資格の審査に必要な書類(以下「審査書類」という。)を、それぞれ次に掲げる提出期限までに、上記1あてに持参又は送付により提出しなければならない。

ア 審査書類

提出期限 令和7年11月4日(火) 16時00分(送付の場合は必着のこと。)

イ 入札書及び内訳書

提出期限 令和7年11月14日(金) 16時00分(送付の場合は必着のこと。)

- (3) 開札の日時及び場所

令和7年11月17日(月)10時00分

札幌市役所本庁舎14階入札室(札幌市中央区北1条西2丁目)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札
その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する
入札は無効とする。

イ 入札書と内訳書において、計算間違いなどの事由により整合性が取れていない入札

ウ 上記4(2)アの審査書類の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

6 落札者の決定方法

- (1) 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

7 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否 要

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなけ

ればならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

7 その他

詳細は入札説明書による。